

土木施設維持管理を希望する事業者のみなさまへ

令和3・4年度の建設工事請負等競争入札参加資格審査における 「土木施設維持管理」の取扱いについて

埼玉県電子入札共同システムでは、令和3・4年度建設工事請負等競争入札参加資格審査から、「土木施設維持管理」の名簿に登載されることを希望する事業者について、事業者の区分が、法人か個人事業者か、に関わらず、「社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）に加入している」ことを、申請の要件とします。

ポイント1

「社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）に加入している」ことを申請の要件とする自治体は、次のとおりです。

埼玉県、さいたま市、熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、志木市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、越谷・松伏水道企業団、戸田競艇企業団、秩父広域市町村圏組合（計57自治体）

川口市、日高市及び埼玉西部消防組合は、埼玉県電子入札共同システムで土木施設維持管理の受付を実施しておりません。

ポイント2

上記の自治体は、「社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）に加入している」ことを、資格審査の際に確認します。（共同受付窓口で一括して確認します。）

上記自治体の土木施設維持管理に申請できる者は次のとおりです。

- (1) 「社会保険等に加入している者」
- (2) 「法令の規定により社会保険等への加入が適用除外となっている事業者」

ポイント3

社会保険等加入状況は、次の提出書類で確認します。

- (1) 建設工事も申請している場合：経営事項審査総合評定値通知書の社会保険等の欄
- (2) 建設工事を申請しない場合：社会保険等の加入状況が確認できる書類（ ）

【健康保険の例】「年金事務所の保険料領収書」の写し、「健康保険組合発行の保険料領収書」の写し等

【厚生年金保険の例】「年金事務所の保険料領収書」の写し等

【雇用保険の例】「労働（雇用）保険の保険料申告書」の写しと「領収書」の写し等

「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)」の写し等

提出書類に関する詳細は、令和2年8月頃に公開（予定）する令和3・4年度建設工事請負等競争入札参加資格審査申請の手引で確認してください。

お問合せ先 埼玉県 総務部 入札審査課（TEL）048-830-5771